第5回　熊本市教育行政審議会

次第

令和5年（2023 年）11月13日

熊本県医師会館　2階　大ホール

１　開会

２　報告

⑴体罰暴言等について

⑵チーム担任制について

３　協議

（1）中間答申（たたき台）について

①体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備

②適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方

③保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実

④再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実

⑤教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化

⑥取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

（2）自由討議

４　諸 連 絡

５　閉　　会

第5回　熊本市教育行政審議会　座席表

日時:令和5年(2023 年)11月13日(月)9:30～
場所:熊本県医師会館　2階　大ホール

報道関係者（報道カメラエリア）・傍聴席

熊本大学教育学部長
大学院教育学研究科長
藤田　豊　委員
会　長

日本体育大学大学院体育科学研究科教授
南部　さおり　委員

弁護士
村田　晃一　委員

医療法人横田会向陽台病院院長
比江島　誠人　委員

保護者
西村　則子　委員

熊本市立一新小学校長
須藤　聡　委員

公募委員
上田　心結　委員

日本大学文理学部教授
末冨　芳　委員

熊本学園大学社会福祉学部教授
子ども家庭福祉学科長
出川　聖尚子　委員

リ・スタートくまもと代表
富永　智子　委員

熊本市教育委員
村田　槙　委員

熊本市立楠中学校長
平生　典子　委員

公募委員
森　博子　委員

※オンライン出席

東北大学大学院教育学研究科教授
青木　栄一　委員

名古屋市教育長
坪田　知広　委員

玉川大学教育学部教授
教育ジャーナリスト
中西　茂　委員

（事務局）

児童相談所長　戸澤　角充
こども育成部長　中村　司
総括審議員　池田　賀一
こども局長　木櫛　謙治
教育長　遠藤　洋路
教育次長　小島　雅博
教育次長　田口　清行
総括審議員　中村　順浩
学校教育部長　須佐美　徹

（事務局）

（事務局）

別紙

熊本市教育行政審議会

	区分	氏名	所属団体・役職等	出欠
1	学識経験者	藤田　豊	熊本大学教育学部長・大学院教育学研究科長	○
2	学識経験者	青木　栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	○ オンライン
3	学識経験者	末冨　芳	日本大学文理学部教授	○
4	学識経験者	南部　さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授	○
5	学識経験者	出川　聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長	○
6	地方教育行政関係者	坪田　知広	名古屋市教育長	○ オンライン
7	法曹関係者	村田　晃一	弁護士	○
8	医療福祉関係者	富永　智子	リ・スタートくまもと代表	○
9	医療福祉関係者	比江島　誠人	医療法人横田会向陽台病院院長	○
10	報道関係者	中西　茂	玉川大学教育学部教授・教育ジャーナリスト	○ オンライン
11	地方教育行政関係者 保護者代表	村田　槙	熊本市教育委員	○
12	保護者代表	西村　則子	保護者	○
13	教職員	平生　典子	熊本市立楠中学校長	○
14	教職員	須藤　聡	熊本市立一新小学校長	○
15	公募委員	森　博子	公募委員	○
16	公募委員	上田　心結	公募委員	○

【委員の任期】令和5年(2023年)5月1日～令和7年(2025年)3月31日

体罰等判定フローチャート （令和４年５月改訂）

資料１

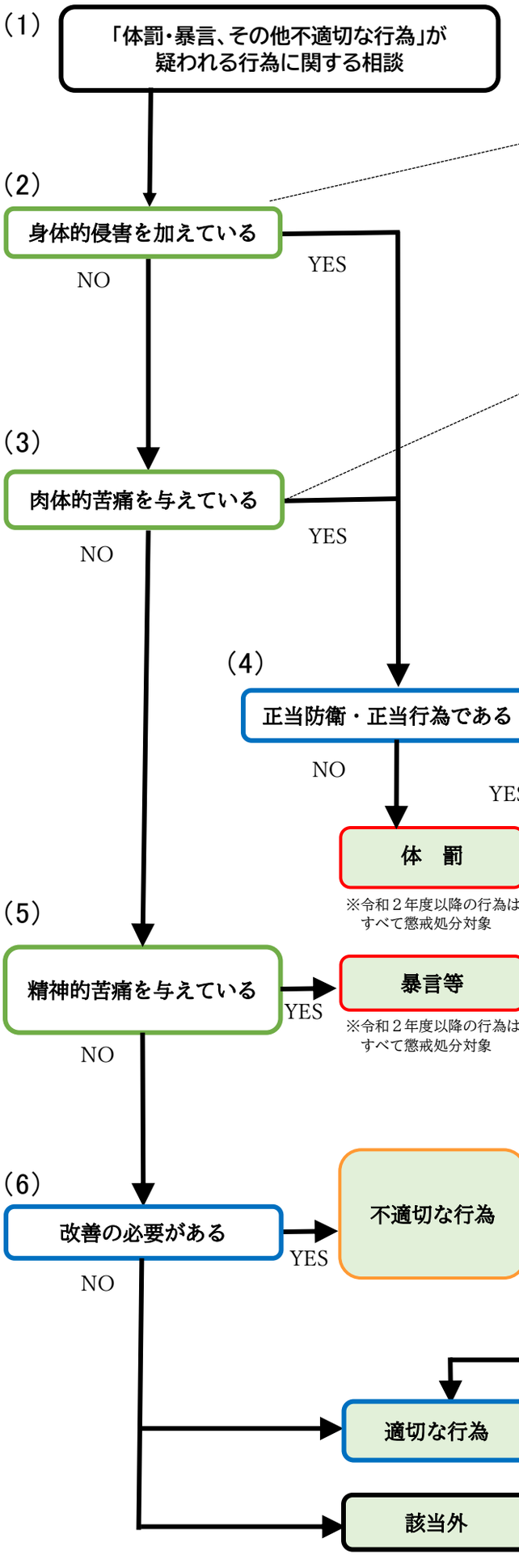

(a)

○身体的侵害による体罰と判断されると考えられる行為の例

・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、席の前の児童に足を当てた児童を突き飛ばして転倒させる。
・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。
・給食時間にふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ生徒にあてる。
・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

（文科省通知文より抜粋）

・胸倉をつかむ、小突く、デコピン

(b)

○肉体的苦痛による体罰と判断されると考えられる行為の例

・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切室外に出ることを許さない。
・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるように言い、児童が苦痛を訴えたがそのままの姿勢を保持させた。

（文科省通知文より抜粋）

・長時間廊下に立たせる。

(c)

○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員につばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。

（文科省通知文より抜粋）

(d)

○暴言又は不適切な言動等により、児童生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与えた場合

（懲戒処分の指針より抜粋）

・罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等の言動

(e)

○体罰・暴言等にはあたらないが、指導、改善が必要な行為

・児童生徒に対して身体的侵害、肉体的苦痛、精神的苦痛のいずれも与えるまでには至らないものの、改善の余地がある行為

ア　指導の域を超えた行為

・威圧的な行為
・過度のペナルティを与える行為
・特定の児童生徒に対して過度の肉体的負荷や精神的負荷を与える行為
・その他、児童生徒の実態に適合しない行為

イ　児童生徒の自尊心を損なう行為

・不適切な身体的接触を伴う行為
・不適切な呼び方、言葉遣い
・個人情報に対する配慮不足
・児童生徒を無視する行為
・その他、児童生徒の自尊心を損なう理不尽な言動　　など

ウ　その他の不適切な行為

・明らかなケガや病気で痛みを訴えている児童生徒に適切な対応をしない。
・ア、イには該当しないが不適切な行為とされる事案

(f)

○適切な行為と判断される例

ア　懲戒権の適切な行使であると判断される行為の例
・放課後等に教室に残留させる。
・授業中、教室内に起立させる。
・学習課題や清掃活動を課す。
・学校当番を多く割り当てる。
・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
・練習に遅刻した生徒を試合に出さず見学させる。

（文科省通知文より抜粋）

イ　その他の適切な行為
アには該当しないが、適切な行為とされる事案

資料２

熊本市におけるチーム担任制の状況について

1　実施状況

令和2年度…東野中学校
令和3年度…東野中学校、竜南中学校、北部中学校
令和4年度…東野中学校、竜南中学校
令和5年度…東野中学校

2　チーム担任制のメリット・デメリット（学校への聞き取り調査より）

メリット	デメリット
・生徒が相談できる先生が増える、選べる。 ・発達段階に応じた教員との関係（距離感）づくりができ、自立心の育成につながる。 ・教員の負担感減。学級王国がなくなる。 ・一人の生徒に多くの教員が関わることができ、生徒の悩み事の早期発見につながる。 ・若手教員の支援や、学年の和につながる。	・保護者からの相談窓口が偏る。 ・従前と同じ取り組みでは、生徒と教員の関係が希薄になる傾向がある。 ・教員の責任感が減退しがち。 ・対応案件の引継ぎが難しい。（時間確保）

3　生徒の反応　（東野中学校　アンケート調査　R4：368人）

Q1　チーム担任制について、これからも続けたいですか？　　（%）

	R4
ぜひ続けてほしい	23.6
どちらかというと続けてほしい	24.7
どちらでもいい	36.7
あまり続けてほしくない	8.2
やめてほしい	6.8

Q2　相談できる先生は何人いますか？

R4 ： 3．2人（生徒一人当たり）

※「相談できる先生がいない」と回答した生徒　R4：38人（10．7%）

4　保護者の反応

・賛否両論あり

○：子どもと気の合う先生が、短期間で回ってくる。

▲：どの先生に相談したらいいのかわかりにくい。 等

5　小学校の状況

○教科担任制を推進　　（R4.11 調査結果）

小学校高学年における一部教科担任制を実施した学校 ： 92校（100%）

【 専科授業：91校　　交換授業：40校　乗り入れ授業（小中一貫校）：7校 】

熊本市の教育行政の在り方について（中間答申【たたき台】）整理表

検討項目 ／ 対応方針	1 体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備	2 適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方	3 保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実	4 再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実	5 教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化	6 取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり
教育委員会事務局の体制整備・強化	**ア**）相談対応窓口の一元化 **イ**）常勤の外部専門家による手厚い体制 **ウ**）政令指定都市における教育行政区の検討	**ア**）ＳＳＷ、ＳＣの配置増と処遇改善	**ア**）保護者や教職員が安心して相談できる体制の整備	**ア**）事案から得られた教訓を生かした対応 **イ**）不適切な教職員を外す等の基準 **ウ**）自らの行動に向きあわせる研修 **エ**）教員が教壇に立てる状態かの日常的確認	**ア**）子どもの権利を守るための体制整備 **イ**）音声記録や映像記録による客観性の担保	**ア**）教育委員会の情報公開のあり方 **イ**）デバイス等を駆使した見える化の実現
学校の体制整備・強化		**イ**）チーム担任制や教科担任制と部活動でのチェック等の方策	**イ**）こどもが相談しやすい校内相談チーム	**オ**）人権研修の実施	**ウ**）懲戒や権限等に係る規定の整備と理念の共有 **エ**）迅速な初期対応体制	**ウ**）こどもの評価による未然防止 **エ**）保護者が学び、アップデートする機会の設定
第三者が対応できる体制、及び関係諸機関と役割分担できる体制の整備・強化	**エ**）困難な事案に対応できる初動体制の整備	**ウ**）資格保持者数や養成機関の状況調査 **エ**）スクールロイヤーの配置 **オ**）司法、少年鑑別所との連携 **カ**）学校以外の機関による保護者対応 **キ**）学校外部アドバイザーによる助言と評価 **ク**）オルタナティブスクール等を選択できる体制	**ウ**）第三者機関の市長事務部局への設置	**カ**）重大事案における第三者による徹底的な調査と内容の共有 **キ**）児童生徒に対する事後対応での第三者との連携		
国や報道機関への提言	**オ**）「こども安全委員会」の設置	**ケ**）いじめ防止対策推進法の内容の再検討		**ク**）不適切な指導の基準を明確化		**オ**）体罰・暴言等、いじめ問題についての報道のあり方

熊本市の教育行政の在り方について

中間答申（たたき台）

熊本市教育行政審議会

１．はじめに

地方教育行政は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や地域住民の意向の反映を趣旨とする教育委員会制度を基盤とし、教育の機会均等の実現や教育水準の維持向上を始め、地域における教育、文化、スポーツの振興に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、教職員による不適切な指導、いじめや不登校、家庭や地域の構造の変化による家庭教育を行う困難さなど、教育の現状には様々な課題がある。

また、令和５年（２０２３年）４月に施行された「こども基本法」では、こども施策に係る基本理念にのっとり、地方公共団体においては、国や他団体と連携を図りつつ、こども等の意見を反映させながら、こどもの状況に応じた施策を策定、実施することが求められている。

これらの課題等へ対応するためには、地方教育行政の改革が必要であり、熊本市教育振興基本計画の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を掲げる本市教育行政の今後の在り方について検討するよう、令和５年５月、熊本市教育長から、熊本市教育行政審議会に対して諮問があった。

これを受け、熊本市教育行政審議会においては、本年度の協議事項として「体罰・暴言等への対応」及び「いじめへの対応」について計６回にわたり議論を重ねてきた。グループ協議等での各委員の真摯な検討の結果、ここに中間答申するものである。

本中間答申の理念として「こどもの権利を守ること」及び「地方からの発信によるよりよい教育行政の実現」を掲げ、６つの検討項目（※）を基に、対応方針を示した。熊本市教育委員会においては、本中間答申の趣旨を十分に踏まえ、市長事務部局等と連携して、対応方針に基づく施策が着実に実行されるよう取り組んでいくことを求めたい。

※　①体罰･暴言等､いじめ､自殺､学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備
②適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方
③保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実
④再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実
⑤教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化
⑥取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

２．検討項目における対応方針

検討項目１　体罰･暴言等､いじめ､自殺､学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備

【対応方針】

（①教育委員会事務局における体制整備・強化）

ア　相談対応窓口の一元化

様々な事象における教育委員会内の相談対応窓口を一元化することで、学校や保護者の相談しやすさの向上を目指すとともに、相談内容の優先順位を決め、対応方針を決定する統括的な役割を担う人材を配置する必要がある。

イ　常勤の外部専門家による手厚い体制（参考「なごや子ども応援委員会」）

「なごや子ども応援委員会」では、スクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）やスクールカウンセラー（以下ＳＣ）等がチームで学校を支えており、教育委員会からの派遣という形をとりつつ、区役所の児童部門にも併任をかけ、教育委員会と市長事務部局が連携している。学校に溶け込み過ぎるとこどもが相談しにくいという問題点があるが、教育委員会からフルタイムで人を派遣している点は大きなポイントであり本市でも導入を検討すべきである。

ウ　政令指定都市における教育行政区の検討

政令指定都市においては、義務教育に責任を持つ基礎自治体の想定されている規模を超えており、現制度では保護者やこどもを救い切れていないので、教育行政区の導入についての検討も考えられる。

（②第三者が対応できる体制の整備・強化）

エ　困難な事案に対応できる初動体制の整備

対応が難しい保護者への対応は、早い段階で第三者機関に任せることが必要である。例えば､「なごや子ども応援委員会」のように、対応の第１段階において、ＳＳＷ、ＳＣ、退職警察官等のチームで学校を支え、教職員は矢面に立たせないことが重要である。

また、東京都杉並区の教育スクールアシストチーム（以下教育ＳＡＴ）のように、教職員と保護者が相談できる窓口を設置し、最初から教育ＳＡＴや自治体窓口に相談してもらうことで、学校と保護者のこじれで苦しむ生徒が少なくなることが期待できる。

（③国への提言）

オ　「こども安全委員会」の設置

こども家庭庁に「こども安全委員会」を設け、いじめ重大事態１号の自殺及び自殺未遂などの案件については、委嘱している専門調査員が全国どこでもすぐに駆け付け、事実関係の調査結果と再発防止策を関係者に提言する仕組みつくりを国に要望すべきである。

検討項目２　適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方

【対応方針】

（①教育委員会事務局における体制整備・強化）

ア　ＳＳＷ、ＳＣの配置増と処遇改善

学校における福祉的機能の必要性は増大しており、こどもにとっても自分を守ってくれる存在であるＳＳＷやＳＣの専門家は不可欠である。

また、子育て等に困っている親のＳＯＳに対応するためには、ＳＳＷやＳＣの全中学校区に１人配置を必ず実現するとともに、非常勤から常勤に変える等の処遇改善も必須である。

（②学校における体制整備・強化）

イ　チーム担任制や教科担任制と部活動でのチェック等の方策

いじめを早期発見するためには、担任のカウンセリングマインドの醸成、鋭い観察力による発見力の向上を図らなければならない。また、担任と児童生徒との相性等により、担任が相談しやすいとは限らないため、チーム担任制や小学校における教科担任制の導入等、児童生徒が複数の教職員から選んで気軽に相談できる体制の整備について、各学校の実情に応じて取り組む必要がある。

加えて、部活動では、異学年の交流があり、大人数が所属する部などでいじめが隠れやすいこともある。上級生からの叱咤や厳しい練習メニューの指示もいじめになりうること（いじめとして訴えてよいこと）の周知を徹底して図らなければならない。

（③関係諸機関と役割分担できる体制整備）

ウ　資格保持者数や養成機関の状況調査

人材確保等のための予算要求に実効性をもたせるためには、熊本市ならではのリソースが、どのぐらいあるのかということを調査する必要がある。例えば、市内や県内に資格保持者数がどのくらいいるのか、養成機関の養成能力はどのぐらいあるのかなど、人材が存在しているかを早急に把握する必要がある。

エ　スクールロイヤーの配置

スクールロイヤーの配置は、学校が保護者からの要求にどのように対応するかなど、当事者の立場を法的に整理することよる事案のもつれを防ぐために効果が高く不可欠である。第三者であるスクールロイヤーが、適切な判断と調査が可能となる枠組みづくりという課題はあるが、第三者の方が話しやすいこどもがいることや先入観がない状態で調査判断ができることにも利点がある。

また、適切な人選、報酬は避けられない課題であり、例えば刑事弁護のような当番弁護士制度や名簿を作成し、人選としては弁護士会内の「こどもの人権委員会」のメンバーの活用も考慮しながら早急に体制整備を行うべきである。

オ　司法、少年鑑別所等との連携

いじめ事案の加害側が暴力事案を繰り返す場合は、躊躇せずに司法や少年鑑別所、警察署等の専門家のアドバイスを受けることが効果的である。少年鑑別所に一定期間滞在しながら、加害者本人が心身ともに安定していく事例もあることから、活用を検討すべきである。

カ　学校以外の機関による保護者対応

保護者による学校への威圧的な言動があった場合は、学校側が代理人や弁護士を立て、保護者側と話すような仕組みを検討すべきである。

学校以外のトラブルや保護者同士の人間関係トラブルについては、法務省人権相談の活用や双方の代理人による仲裁・紛争処理手続き（ＡＤＲ）等の活用を推奨し、学校や教育委員会が関与しない仕組みつくりが必要である。

キ　学校外部アドバイザーによる助言と評価

学校は閉鎖的になりがちであるので、問題を外に出していくことが極めて重要である。杉並区の教育ＳＡＴのように、学校運営協議会や外部アドバイザーによる助言とフォローアップ・評価など、学校を外から変えられる仕組みをつくることが大切である。

ク　オルタナティブスクール等を選択できる体制

こどもや保護者に対し、オルタナティブスクールなどの様々な選択肢があると、学校という枠ではない育ちの場となりうる。しかし、通いたいスクールが遠い、数が少ない、月謝が高いと選択することは難しいため、オルタナティブスクールなどへの助成や公立学校内でもそのような体制づくりを検討する必要がある。

（④国への提言）

ケ　いじめ防止対策推進法の内容の再検討

いじめ防止対策推進法では、被害者側が精神的な苦痛を感じていることがいじめ認定の要件になっていることは、定義があまりにも広く再検討が必要である。

一方、以前までの定義では、定義の網からこぼれる事例を救えなかったという反省から、これだけ広い定義になった経緯がある。ここから定義を狭めるということになると、以前と同様の問題がおきる可能性がある。また、比較的軽微ないじめ行為も積り積もれば自殺の要因になることや、担任が責めを負わないためにも幅広い方が漏れる恐れがないこと、定義を狭め新たな定義を設けることは現場の認知判断が複雑・困難になる恐れがあることから、定義は狭めず、いじめの深刻度に応じた対応の在り方を更に整備していくことも考えられる。

いじめ防止対策推進法の改正については、現場の実態を伝えるとともに、いじめの定義等について再検討を国（文部科学省、こども家庭庁）及び超党派の関係国会議員等に提言すべきである。

検討項目３　保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実

【対応方針】

（①教育委員会事務局の体制整備・強化）

ア　保護者や教職員が安心して相談できる体制の整備

保護者や教職員が、学校外にすぐに相談できる体制の整備は、事態悪化を招かないだけでなく、折り合いがつかない時に生徒が置き去りになることも防げるため不可欠である。

特に、教職員が安心して働ける環境であることはこどもたちが安心して学校に行ける素地となるため、教職員自身が安心して気楽に相談できる環境の充実に取り組む必要がある。

（②学校内の体制整備・強化）

イ　こどもが相談しやすい校内相談チーム

こどもにとって身近な教職員（教頭、学年主任、養護教諭、ＳＣ・ＳＳＷ等）でこどものために動く校内相談チームをつくり、こどもたちに対して、学校内に対応するチームがあることを周知することで、こどもたちがＳＯＳを出しやすくなる。こどもたちは、ただ聞いてほしいということもあるため、学校は傾聴を意識した相談体制を整備するとともに、相談内容を校内相談チーム内で共有しながら適切に対応する必要がある。

学校は、教育者と福祉関係者で構成されているという概念に変えることや完璧な状態を求めないなど、学校の発想を転換することが必要である。

（③関係諸機関と役割分担できる体制の整備・強化）

ウ　第三者機関の市長事務部局への設置

学校は保護者等からの相談を担い過ぎているうえ、学校内で解決しようとしても、相談者にとっては当事者だけで対応していると思われ納得が得られない場合がある。相談者が納得しない案件については、学校と距離を置いたところにある組織の方が相談しやすいと考えられ、第三者機関は市長事務部局へ設置すべきである。第三者機関と連携し、弁護士、福祉関係、医療関係等の専門家が学校に出向いたり、教育委員会に勧告したりすることで関係部署が動き信頼性が担保される。

ただ相談を受けるだけでは保護者の納得や最終的な解決に至らないため、必要に応じて第三者機関が学校に介入し、意見を言えることが大切であり、相談から解決まで一貫した対応が可能となるよう、第三者機関へ権限を与えることが必要である。

検討項目４　再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実

【対応方針】

（①教育委員会事務局の体制整備・強化）

ア　事案から得られた教訓を生かした対応

これまでの様々な事案については、内容やこどもの背景を第三者が分析することが必要である。

その分析等により、これまでの事案を教訓としたＮＧ集やケーススタディをデータベース化し、事後の不適切な対応は二次加害になるということなどがわかる仕組みを構築し、全校で共有していく必要がある。

イ　不適切な教職員を外す等の基準

担任を外す場合の基準については、事例を集めて整理した上で、どうあるべきかを慎重に考えなければならない。

問題を起こした教職員を担任から外すなどの対応は、こどもたちへの影響を基準にし、こどもの学ぶ権利等を侵害しないように配慮すべきである。

担任を外す必要はないが保護者の納得を得にくい時は、第三者が介入するような保護者が納得しやすい仕組みづくりも検討する必要がある。

さらに、「外す」のではなく「介入する」ことも考えられ、学校外の第三者が教育活動に「介入」し、その過程の中で意見を述べるような仕組みが望ましい。学校外の第三者の確保が難しいのであれば、退職校長のような学校関係者をいつでも派遣できるような仕組みを構築しておく必要がある。

ウ　自らの行動に向きあわせる研修

問題を起こした教職員が、自らの問題行動と向き合い、問題行動の要因を客観的に分析し、どうしてこういう問題が起きたのかということを考えて解決していく研修が必要である。現在の教職員研修は、一般的なコンプライアンス研修という内容がほとんどであり、被害者側も納得できる研修プランニングが必要である。

一方で、問題を起こした教職員の困り感に寄り添うことも大事であり、研修機関はともに行動分析し、その結果を同僚も含め理解していくことも重要である。

エ　教員が教壇に立てる状態かの日常的確認

教員が教壇に立てる状態かどうかというのを確認する仕組みが必要である。とても教壇に立てない状態の教員がいるかの確認のため、スクリーニングの様な仕組みが必要である。

（②学校の体制整備・強化）

オ　人権研修の実施

教職員の意識だけでなく、保護者や社会の意識を含めて学校全体の文化を変えることが重要である。

教職員の研修の内容は、何々してはいけませんということではなく、人権やバウンダリーについて、一人ひとりを大切にする研修を校内全員で行う必要がある。

（③第三者が対応できる体制の整備・強化）

カ　重大事案における第三者による徹底的な調査と内容の共有

重大事案に関する第三者による徹底的な調査が必要であるが、問題を起こした教職員や加害生徒や保護者が調査報告書を熟読し、その問題に対しての当事者性を持たせることが重要

である。

キ　児童生徒に対する事後対応での第三者機関との連携

被害者加害者ともに、こどもの事後フォローや見守りが重要であるが、学校だけでは対応が難しい。人や組織、専門性について、学校は教育委員会だけでなく、市長事務部局等の第三者機関を積極的に活用する必要がある。

（④国への提言）

ク　不適切な指導の基準を明確化

大声でこどもを叱責することは、家族間でやれば精神的ＤＶであり、児童虐待防止法で禁止されている家族内虐待にあたる。教職員の感度を上げるために不適切指導の基準をつくり、学校教育法等の法改正に反映されるよう要望していく必要がある。

検討項目５　教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化

【対応方針】

（①教育委員会事務局の体制整備・強化）

ア　こどもの権利を守るための体制整備

こどもの権利を守る体制を整備するためには、これまで得られた知見、こどもや家族、教職員の思いや経験を、いかに学校教育システムの構造にフィードバックさせていくのかということを視野に入れながらの議論が必要である。

また、その体制は持続可能なものでなければならず、学校や教職員、教育委員会も行動し続けられる仕組みをつくるためには、明確に学校管理規則あるいは教育委員会に関する諸規程等に規定する必要がある。

イ　音声記録や映像記録による客観性の担保

教職員と児童生徒が１対１となる場面をなるべく避けるという、運用上の工夫をしていかなければならない。可能な限り、記録を人力ではなくデバイスで記録したり、学校における死角を減らしたりすることを考えていかなければいけない。

こどもたちのための検証や保護者が学校に必要以上の要求をしないこと、教職員が自分の言動をコントロールするためにも、会話の録音は不可欠である。

日常的に音声記録を行っていない体制であるならば、一刻も早く記録のやり方を検討し保護者からの相談等の時に記録を取る必要がある。

実施にあたっては、教育委員会が主導し全校で一律に音声記録を実施しなければならない。

記録を残す以外に不適切な発言や行動があったかを検証する方法として、廊下や部活動等、様々な場面を全て記録するのは難しいが、全教室に死角のないよう防犯カメラを設置することも考えられる。

（②学校の体制整備・強化）

ウ　懲戒や権限等に係る規定の整備と理念の共有

児童生徒、保護者と学校との間の約束をまとめ、懲戒規定や調査を求める等の保護者の権限や権利と責任を整理した「ハンドブック」を作成し、入学時に説明し同意の署名を求める等の取組を行うことが重要である。

こどもに関わる関係者全員が、どのような仕組みがあるかだけでなく、何を大切にするかという原理原則の基本理念や行動原則を共有しなければならない。

エ　迅速な初期対応体制

どの教職員でも迅速かつ的確な対応が可能となるマニュアルやチャートを策定し、全教職員に徹底しておくことが必要である。例えば、訴えを把握したら直ちに、対策組織メンバーとの共有を図ることや犯罪性の高い場合は、即日、所轄警察への事件相談・通報を行うなど等が考えられる。

検討項目６　取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

【対応方針】

（①教育委員会事務局の体制整備・強化）

ア　教育委員会の情報公開のあり方

教育委員会は、やっていることを公表していくことが重要であり、都合の良いことだけを公表しないということを徹底しなければならない。

特に重大な事案の公表については、被害者側の児童生徒あるいは保護者等の同意だけでなく、加害側への配慮も必要である。

イ　デバイス等を駆使した見える化の実現

保護者が学校に訴えたことが、今だれがどのような対応をしているかがわかるように、デバイス等を使って今どの対応段階にあるのかを「見える化」することにより、保護者の不安や苦情を減らしていくことが必要である。

（②学校の体制整備・強化）

ウ　こどもの評価による未然防止

こどもたちがつくった評価基準によって、今の自分たちの学校はいじめが起こりにくいのかどうなのかということを評価できるようにし、こどもを巻き込んで考えて未然防止に取り組んでいくことも重要である。

エ　保護者が学び、アップデートする機会の設定

教職員の指導の在り方をアップデートするのであれば、同時に保護者にもしっかりとアップデートしてもらうことが必要である。保護者が、今どういう教職員の指導がアウトで、どういう指導をしなければならないか、どう接していくべきかというのも、子育て全般でアップデートできるような機会が必要である。

我が子がいじめた側になったとき、保護者は対応に動揺してしまう。そういう時の対応方法等を任意ではなく全員参加という形で、親が学んでいく機会を設定する必要がある。

（③報道機関への提言）

オ　体罰・暴言等、いじめ問題についての報道のあり方

体罰等審議会の審議では、体罰・暴言等、不適切な行為だけではなく、適切な行為や該当外という判断もあるが、報道では体罰・暴言等、不適切な行為を切りとってしか報道されない。適切な行為、該当外と認定していることも広めてもらいたい。まともに頑張っている教職員を守る必要がある。

同様に、センセーショナルな場面だけを切り取って報道するのではなく、その後の検証をしっかりしてそれを紹介していただくことを、報道機関にお願いしたい。